

2010年9月14日 全5頁

バーゼル新規制、概要固まる <訂正版>

資本市場調査部 制度調査課
吉井 一洋

コアTier1は7%、Tier1は8.5%、自己資本比率10.5%維持

[要約]

- 2010年9月12日、バーゼル銀行監督委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループは、バーゼル新規制の大枠を固め、公表した。
- 公表されたプレス・リリースによれば、普通株等Tier1（いわゆるコアTier1）は4.5%、Tier1資本は6.0%、Tier2資本も含めた自己資本全体では8.0%の自己資本比率を求めるとともに、普通株等Tier1に2.5%の資本保全バッファの設定を求めている。各国当局が判断して導入するカウンターシクリカルなバッファについては、0~2.5%のレンジでの設定（普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本）を求めている。
- 新規制は2013年1月1日から導入されるが、上記の自己資本比率の達成については経過措置が設けられ、2019年1月1日から完全に適用される。2010年9月12日より前に発行された資本商品については、別途経過措置（商品によっては2013年から10年間）が設けられている。

1. 最低所要自己資本とバッファ

◎新規制における最低所要自己資本比率及びバッファは、次のとおりである。

図表1 所要自己資本とバッファ

	普通株資本 (各種控除後)	Tier1資本	自己資本合計 (Tier1及びTier2資本)
①最低水準	4.5%	6.0%	8.0%
②資本保全バッファ	2.5%		
①+②	7.0%	8.5%	10.5%
カウンターシクリカルな資本バッファの範囲※	0~2.5%		

※普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本

(出所) Group of Governors and Heads of Supervision announces higher global minimum capital standards

◎資本保全バッファとカウンターシクリカルなバッファが必要な水準に達していない場合は、利益分配への制限が課される。

◎資本保全バッファについては、次のような解説がなされている。

「金融及び経済のストレス期において損失の吸収に使用できる資本のバッファを銀行が確実に維持するようにすることである。銀行はそのようなストレス期にバッファを取り崩すことが許されるが、規

大和証券グループ 株式会社大和総研 丸の内オフィス 〒100-6756 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウノースタワー

このレポートは、投資の参考となる情報提供を目的としたもので、投資勧誘を意図するものではありません。投資の決定はご自身の判断と責任でなされますようお願い申し上げます。レポートに記載された内容等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく修正、変更されることがあります。大和総研の親会社である大和証券ホールディングスと大和証券キャピタル・マーケッツ㈱及び大和証券㈱は、大和証券グループ本社を親会社とする大和証券グループの会社です。内容に関する一切の権利は大和総研にあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いいたします。

制自己資本比率が最低所要比率に近づくほど、利益分配に対する制限は厳格になる。この枠組みは健全な監督と銀行のガバナンスという目的を補強し、資本状態が悪化している局面においてさえ銀行が裁量的な賞与や高い配当といった利益分配を抑制できなかった、という集団行動の問題を是正するであろう」^{注1}

(注1) 日本銀行(仮訳)「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表」(中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ 2010年9月12日プレス・リリース) 2ページ 第2段落3行目以降
<http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc10/data/bis1009a.pdf>

◎カウンターシクリカルなバッファの目的は「銀行セクターを過度の総信用拡大期から守るという、より広いマクロ・プルデンシャルな目標を達成する」^{注2} ことにある。マクロレベルにおいて過剰な信用供与が行われていると認められる場合、バッファの水準を各国当局が判断し設定する。それ以外の時期には設定は行われない。

各国共通の参照指標としては「総与信対GDP比率」が用いられているが、この指標だけで各国の経済状態を的確に表せるとは限らないことから、各国当局は他の適切な情報も勘案してバッファの設定を判断することとされている。

当局がバッファを設定する場合、銀行は当局の事前予告後1年以内に要求される水準を積み上げる必要がある。

クロスボーダーでのエクスポージャーについては、そのエクスポージャーのある国の当局が決めるバッファ水準を適用する。

(注2) 日本銀行(仮訳)「中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループがより高い国際的な最低自己資本基準を発表」(中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ 2010年9月12日プレス・リリース) 2ページ 第3段落3~4行目
<http://www.boj.or.jp/type/release/adhoc10/data/bis1009a.pdf>

図表2 バッファの水準と社外流出抑制割合

バッファの達成水準と社外流出抑制割合

実際の資本バッファのターゲット対比の割合	利益に対する社外流出の抑制割合
0~25%	100%
25~50%	80%
50%~75%	60%
75%~100%	40%
100%超	0%

資本保全バッファの水準と社外流出抑制割合

資本保全バッファの水準	利益に対する社外流出の抑制割合
0~0.625%	100%
0.625%~1.25%	80%
1.25%~1.875%	60%
1.875%~2.5%	40%
2.5%超	0%

カウンターシクリカルなバッファを普通株等Tier1比率で2.5%と仮定した場合

資本保全+カウンターシクリカルなバッファの合計の水準	利益に対する社外流出の抑制割合
0~1.25%	100%
1.25%~2.5%	80%
2.5%~3.75%	60%
3.75%~5.0%	40%
5.0%超	0%

(出所)大和総研 資本市場調査部 制度調査課 作成

- ◎システム上重要な金融機関については、今回公表された基準を超える損失吸収能力を持つべきであり、この論点については、F S Bとバーゼル銀行監督委員会の関連する作業部会で検討を続けている。F S Bとバーゼル銀行監督委員会の関連する作業部会は、追加的な自己資本賦課と、コンティンジェントキャピタルや“bail-in”負債（破綻時などに消却する又は株式に転換する負債など）の組み合わせを含んだ、統合された手法を開発しているところである。これに加えて、破綻処理制度の強化に向けた作業も継続中である。
- ◎コンティンジェント・キャピタルについては、バーゼル銀行監督委員会が、8月19日に、「銀行の実質的な破綻状態における規制資本の損失吸収力を確保するための提案」を公表している。この内容については、「銀行の破綻損失、劣後債の所有者にも負担分配-【バーゼル委新規制案】劣後債、破綻時に普通株式へ強制転換する条項付与の義務付けへ-」（ロンドンリサーチセンター 鈴木利光 2010.8.26）を参照されたい。

2. 経過措置最低所要自己資本とバッファ

- ◎今回公表された文書では、新基準適用においていくつかの経過措置を設けている。その概要は、5ページの図表3のとおりである。
- ◎普通株等Tier1とTier1資本の新しい最低水準は、2013年1月1日から導入され、2015年1月1日まで段階的に引き上げられる。
- ◎資本保全バッファは、2016年1月1日から導入され、2019年1月1日まで段階的に引き上げられていく。その結果、新しい自己資本比率が完全に導入されるのは、2019年1月1日からとなる。
- ◎規制上の調整項目（各種控除等）については、金融機関への出資、モーゲージ・サービシング・ライツ及び繰延税金資産に関する総計15%の上限を上回る金額を含め、経過措置が設けられている。2014年1月1日に普通株等Tier1から必要控除額の20%を控除することから始まり、以後、段階的に控除比率が引き上げられ、2018年1月1日に必要控除額の100%が控除されることになる。この移行期間中は、普通株等Tier1から控除されない残りの部分は、引き続き各国における現行の取扱いに従う。
- ◎経過期間中の水準は達成しているものの7.0%の普通株等Tier1比率を達成していない（例えば、2015.1.1において、必要とされる普通株等Tier1比率の4.5%を達成しているが、7.0%に達していない）銀行は、早期達成を目指し、慎重な内部留保政策を維持すべきとされている。
- ◎公的部門から注入された既存の資本は、2018年1月1日まで新規制の適用除外とされている。即ち、公的資金注入の際に発行された普通株式への転換権付優先株式などについては、現行規制で普通株式と同等に取り扱われるものであれば、2018年1月1日までは、普通株等Tier1に含めてよいということであると思われる。
- ◎新規制においては、（普通株等Tier1以外の）その他Tier1又はTier2の要件を満たさなくなる資本商品は、2013年1月1日から始まる10年間にわたり、段階的に減額される。2013年1月1日時点の名目残高をベースに、2013年1月1日は同残高の90%に設定され、その後、10%ずつ減少する。償還インセンティブのある商品は、実効満期日に資本から除外される。
- ◎普通株等Tier1としての要件を満たさない資本商品は、2013年1月1日以後、普通株等Tier1から除外される。ただし、以下の3要件を満たす場合は、上記のその他Tier1又はTier2の要件を満たさなくなる資本商品と同じ期間にわたって段階的に減額される。
 - ①非株式会社（non-joint stock company）によって発行されていること
 - ②現行会計基準の下で資本として取り扱われていること
 - ③当該国の現行の銀行法でTier1資本の一部として算入が無制限に認められること

◎2010年9月12日より前に発行された商品のみが、上記の経過措置の対象となる。

◎なお、今回のプレス・リリースでは、「その他の包括利益」の取り扱いについては特に言及はされていない。当初案と取扱いを変えないのであれば、有価証券評価差額はプラスの場合もマイナスの場合も普通株等Tier1となる。

参考 自己資本の新旧比較表

自己資本の構成 (現在)		自己資本の構成 (新しい取扱案)	
基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分 ・普通株(普通株転換権付優先株を含む)及び内部留保	業務の継続を前提とした 損失吸収力の確保 破綻時の損失吸収力の 発揮が前提	基本的項目 (Tier1)のうち 主要な部分 ・普通株及び内部留保(その他包括利益を含む) ※公的資金は2018.1.1まで新規規制の適用除外、2013.1.1から10年間の経過措置	原則として 普通株式等から 控除される 項目 ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権+その他の無形固定資産 ・繰延税金資産(純額)※ ・モーゲージサービシングライツ※ ・自己株式 ・他の金融機関向け普通株出資(ダブルリンク)の取扱強化・控除対象の拡大、等※ ※コアTier1の10%、3項目合計で15%まで算入可能など
上記以外の Tier1 ・上記以外の優先株 ・優先出資証券		上記以外の Tier1 ・優先株 ・その他の商品は、高い損失吸収力を持つものに限定(条件を明確化) ※2013.1.1から10年間の経過措置。 質を高める方向	
補完的項目 (Tier2) ・劣後債、劣後ローン ・土地再評価差額の45%相当額 ・その他有価証券評価差額の45%相当額 ・一般貸倒引当金(リスク・アセットの1.25%まで)、等		補完的項目 (Tier2) ・一部の優先出資証券、劣後債、劣後ローン(銀行の破綻時に、預金者や一般債権者に劣後して損失を吸収することが明確なものに限定) ・一般貸倒引当金 ※2013.1.1から10年間の経過措置。 質を高める方向	
Tier1 (または自己資本全体)からの 控除項目 ・その他有価証券評価損 ・のれん、営業権 ・繰延税金資産(純額)(Tier1の20%を超える部分)・・・主要行に対して適用 ・自己株式 ・他野金融機関(国内預金取扱金融機関)及び連結外の子法人等への出資(ダブルリンク)、等			

注 2010年9月12日より前に発行された商品のみが、上記の経過措置の対象
 (出所)金融庁資料を一部(経過措置及び「原則として普通株式等から控除される項目」の※の部分)を修正

3. レバレッジ比率・流動性基準の経過措置

◎レバレッジ比率に関しては下記の経過措置を適用する旨が、中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループが7月26日に公表したプレス・リリースで述べられている。今回のプレス・リリースでも、この点は変更は無い。

◇2011年1月1日から監督上のモニタリングを開始

◇2013年1月1日から2017年1月1日まで試行期間。試行期間中は3%の最低Tier1レバレッジ比率をテスト。

◇2015年1月1日からは、銀行レベルでレバレッジ比率及びその構成要素を開示

◇2017前半に、2018年1月1日から第一の柱の下での取り扱いに移行することを視野に入れつつ、最終的な調整を行う。

◇2018年1月1日から第一の柱で取扱い開始

◎流動性基準のうち、流動性カバレッジ比率(LCR)は、2011年から観察期間を開始し、2015年1月1日から最低基準として導入される。安定調達比率(NSFR)については、7月26日のプレス・リリースでは、年末までにこれまでの提案を見直し、観察期間を設け、2018年1月までに最終化した修正版の安定調達比率を最低基準として導入することとしている。今回のプレス・リリースでは、2012年から観察期間を開始し、2018年1月1日までに修正後の安定調達比率を最低基準に移行することとしている。

図表3 段階的実施の内容（全ての日付は1月1日時点）

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019.1.1
①普通株等Tier1（いわゆるコアTier1）最低水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
②資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
①+②			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株等Tier1からの段階的控除※1※2				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1最低水準			4.5%	5.5%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%
Tier1最低水準+②			4.5%	5.5%	6.0%	6.625%	7.25%	7.875%	8.5%
総自己資本最低水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総自己資本最低水準+②			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
普通株等以外のTier1資本にもTier2資本にも算入できなくなる資本のグランドファザリング			2013年から10年間かけて除外（2013.1.1は90%まで算入可能、以下毎年10%ずつ減少）						
レバレッジ比率	監督上のモニタリング		試行期間（2013.1.1～2017.1.1）			前半に最終的調整		2018.1.1から第一の柱に移行	
					2015.1.1から開示開始				
流動性カバレッジ比率（LCR）	観察期間開始				最低基準導入				
安定調達比率（NSFR）		観察期間開始						最低基準導入	

※1 金融機関への投資、モーゲージ・サービシング・ライツ、繰延税金資産の総計の限度額超過部分を含む。

※2 2014.1.1に普通株等Tier1から必要控除額の20%を控除し、徐々に控除比率を引上げ、2018.1.1に必要控除額の全額を控除